

# 第10回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年5月13日（木） 午前9時00分

場所 上市町役場 4階 大ホール

出席委員 11名  
2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 4番 村上 正毅 5番 酒井 喜之  
6番 宮崎 順子 7番 藤田 秀雄 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男  
10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁

出席推進委員 1名

事務局 出席者  
事務局長 酒井 紀明  
事務局長代理 田中 明紀子

議事録署名委員 7番 藤田 秀雄 9番 青木 幸男

- 議事日程
1. 開 会
  2. 会長の挨拶
  3. 議事録署名委員の指名
  4. 議 案  
議案第1号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について  
  
議案第3号 土地改良事業参加資格交替の申出について  
報告第1号 農業用施設等としての利用に関する届出について
  5. その他
  6. 次回委員会等の開催予定について  
第11回総会  
日時 令和3年6月4日（金）午後2時から  
場所 上市町役場2階 第一会議室
  7. 閉会

午前9時00分 開会

事務局長 それでは、第10回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので、宜しくお願いします。  
只今の出席委員は、12名中11名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。なお、推進委員は、松井推進委員にご出席いただいております。  
開会にあたりまして、上市町農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長あいさつ

事務局長 会長ありがとうございます。  
それでは議事に入りたいと思います。  
総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しくお願いします。

会長 議事録署名委員は、7番 藤田委員と9番 青木委員をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

「議案第1号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

申請地見取り図は3ページでございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) 現地は●●●の近くにございまして、墓地群の北側にあたります。それで北側の一部だけがまだ畑地となっておりまして、少し耕作してあるところがある場所です。●●さんの墓ですが、その北側から2列目にありました。写真にありますようにまわり全部墓が建っている状況です。以上です。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 農地の転用申請が後先になりましたが、始末書も添付されており、現地写真にもあるようにまわりは墓地になっているのでやむを得ないと思います。以上です。

会長 これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

会長 これ、どうやって見つかったんですか？

委員 前にも別件で墓じゃないところに建ってるんじゃないかという話があって、調べてみたうちの手前か横だったということで分かりました。

委員 転用許可をきちんとして建っている所と畑のまま建っている所があるんじゃないかなと考えられます。●●さんは今回申請されましたが、そのすぐ隣は墓地として届出あるのでその建てられた業者によって転用しているのと同じでないものがあるんじゃないかなと考えられます。これは想像でしか言えないんですけど。

会長 いつ頃建てられたかわかりますか？

事務局 平成2年くらいだと思います。

会長 あと何かございますか？墓地については墓地を建てる許可も必要ですよ？

事務局 墓地経営許可申請は出ております。

会長 昔は自分の田んぼの隅っこにちょこっと建てようかという方結構おられたと思うんですよ。今はだいぶなくなっただけですが。

それでは採決いたします。議案第1号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

議案第1号について全員賛成と認め、議案第1号については「意見なし」とすることにいたします。

では次に「議案第2号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。  
今回利用権の設定は、全体で3件、面積は5,526㎡です。内訳は再設定0件、新規3件で主な作付け作物は水稲です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

特にないようなので採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第2号については原案どおり承認いたしました。

では次に「議案第3号 土地改良事業参加資格交替の申出について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

今回、国営水橋土地改良事業に係る土地改良事業参加資格交替の申出がございましたので、その承認についてご審議いただくものです。  
この国営水橋土地改良事業は、富山市、滑川市、上市町の2市1町745haで農地の区画整理を行うもので、事業期間は令和3年度から令和15年度の予定です。総事業費260億円をかけ、面工事や排水道路整備を行う事業です。土地改良事業の参加者は、土地改良法で本来耕作者と規定されておりますが、所有者が農業委員会に申し出て、かつ申し出が相当であり、これを農業委員会が承認した場合は、参加資格を所有者に交替することができます。今後、土地改良事業に係る賦課金等は土地改良区の組合員として所有者が負担することになることなどから、耕作者から所有者に事業に参加する資格を交替することが事業の円滑な推進や運営に資することとなるため、所有者を事業に参加させることは土地改良の目的に照らして妥当と考えております。申出件数は、88件です。議案書の8ページから16ページに記載してあります。件数が多いため読み上げを省略いたしますので、各自ご確認いただきますようお願いいたします。  
説明は以上です。

会長 はい。ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

会長 これは、耕作者は、利用権設定している人はそのまま残るってことですよ？

事務局 はい。利用権はそのままです。土地改良の事業の参加者は所有者とすることを承認するものになります。

会長 この話の関係で、利用権設定をしている時、工事期間中の借賃はどうするのかといった話がでておりました。まだ結論は出てないようです。●●委員そういった話は何か聞いてますか？

委員 聞いてないです。

会長 また何か情報があったら教えてください。

会長 それでは採決いたします。議案第3号について、承認することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手)  
全員賛成と認めます。議案第3号については原案のとおり承認いたします。  
では次に「報告第1号 農業用施設等としての利用に関する届出について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(報告読み上げ)

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

会長 よろしいでしょうか。では以上で報告第1号を終わらせていただきます。  
次にその他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局、その他連絡事項朗読)

会長 以上をもちまして、第10回上市町農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午前10時00分 閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和3年5月13日

会 長 碓井 繁

議事録署名委員

7 番 藤田 秀雄

9 番 青木 幸男